

## 2012年6月中国重慶・上海出張報告

劉 曉倩  
 (北海道大学大学院法学研究科  
 グローバル COE 研究員)

2012年6月2日～3日の2日間、「中国商標法公布30周年及び中国商標法改正記念国際シンポジウム」が中国重慶市に所在する西南政法大学で開催された。本シンポジウムは、中国知識産権法学研究会会长・中国人民大学知識産権学院院長劉春田教授、中国最高人民裁判所知識産権専門法廷審判長孔祥俊判事、そして国务院法制弁公室教育科技文化衛生法制司張建華司長をはじめとして、中国国内外の研究機関からの研究者、実務家、立法部門の担当者、大学院生など200名を超える参加者を得た大会である。本学グローバルCOEプログラム「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」(以下、本拠点)の拠点リーダー田村善之教授が主催者である西南政法大学知識産権学院の要請に応じ、同大会に出席し報告を行った。

シンポジウムでは、「中国商標法に対する評価及び現行商標制度の将来像」、「比較法の視点からみる商標法」、「商標に対する保護」、「商標法における理論的問題」、「商標法の手続改革」、「ACTAのわが国商標制度へのチャレンジ」、「商標権侵害に対する民事的救済」の計7つのセッションが設けられ、学者、実務家及び立法者側という異なる観点から中国の商標法制度に存在する問題点につき多様な検討と評価がなされた。

田村教授は、西南政法大学知識産権研究センター李雨峰教授の司会により、第二セッションの第一報告者として、“Legal Interests Protected by Trademark Law”と題するプレゼンテーションを英語で行い、同行した劉研究員が通訳を務めた。田村報告は、商標法の保護法益の本体は出所表示機能に見出すべきであり、品質保証機能、さらには宣伝広告機能を重視して、商標権の財産権的な契機を過度に保護することに慎重であるべきことを指摘するとともに、並行輸入その他の場面での解釈論のあり方を提示した。田村報告に続いて、本学情報法政策学研究センターと交流協定を締結している韓中知識産権学会会長・韓国東國大校の朴榮吉名誉教授より、

“Effectuation of ROK-U.S. FTA and Trademark System in Trademark Act –Focused on New Types of Trademark–”というタイトルのプレゼンテーションがなされた。朴名誉教授の報告は、韓米の二国間による自由貿易協定(FTA)が発効したことにより、2011年12月2日に韓国改正商標法が公布され、この改正法により音の商標、匂いの商標、証明標章制度等が導入された経緯を紹介し、それら新しい類型の商標に焦点を当てた。朴報告の次に、第三報告としてタイ中法学会会長・Yonok Law SchoolのSanguan Lewmanomont教授より、“Trade : Prospective from the Judge”と題する報告がなされた。同セッションのすべてのプレゼンテーションの後、聴衆席から、とりわけ田村報告に挙げられた出所の混同を招来しない商標の利用に関して質問が集中し、フロアも交えて活発なディスカッションが展開された。同行した劉研究員の通訳のもとで田村教授から各質問に対し丁寧に回答がなされた。

重慶で開催された国際シンポジウムの後、田村教授は、上海に所在する華東政法大学知識産権学院副院長黃武双教授の招聘により、6月4日～5日の2日間、同大学を訪問し、講義と講演を行った。

上海に滞在した1日目は、まず華東政法大学の長寧キャンパスで、重慶の国際シンポジウムでも好評を博した“Legal Interests Protected by Trademark Law”という報告を大学院生向けにわかりやすく解説した。2日目は、同大学の松江キャンパスで、「デジタル化時代の著作権法制度」と題する講演を行った。講演会には、黃教授及び知的財産法を専攻している大学院生のほか、2011年9月に本拠点が開催した国際シンポジウムに参加した同知識産権学院の王遷教授も出席した。講演後、両先生によりコメントが付され、聽講した学生からも中国で実際に起きた商標権侵害事件と類似した事件が仮に日本で起きた場合の取扱い等について質問が提起され、熱心な議論が繰り広げられた。

今回の中国重慶・上海出張を通して、今まで交流の少なかった西南政法大学と華東政法大学の知財研究者及び学生との実質的な学術交流を実現することができた。最後に、温かく迎えて頂いた西南政法大学知識産権学院の張玉敏教授、同知識産権研究センターの李雨峰教授、鄭重講師、盛世

文輝律師事務所邬青弁護士、ならびに華東政法大学知識産權学院高富平院長、黃武双副院長、王遷教授、そして上海市錦天城律師事務所の金勲弁護士に厚く感謝の意を表したい。

## 日中韓シンポジウム「動く社会、動く知的財産法—東アジアの視点からの提案」レポート

北海道大学大学院法学研究科  
グローバル COE 事務局

2012年7月28日及び29日の2日間、本学グローバルCOEプログラム「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」（以下、本拠点）と情報法政策学研究センター（以下、本センター）との共催ならびに、明治大学知的財産法政策研究所・文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（平成23～27年度）「情報財の多元的価値と、創作・利用主体の役割を考慮した知的財産法体系の再構築」による協賛のもと、日中韓知的財産権国際シンポジウム「動く社会、動く知的財産法—東アジアの視点からの提案」が北海道大学において開催された。この日中韓知的財産権シンポジウムは、本センター、中国中南財経政法大学知識産權研究センター及び韓国韓中知識産權学会の3者が、3国間の知的財産権に関する学術交流及び連携協力を目的に昨年締結した協定に基づき毎年開催される会議であり、昨年11月のソウルでの開催に引き続き、第2回目の今年は札幌で開催されたものである。

シンポジウムは、7月28日の午前からスタートし、中国中南財経政法大学校長吳漢東教授による“*The Copyright Law of China in Knowledge Revolution and Economic Globalization*”、及び韓中知識産權学会会長・韓国東國大學校朴榮吉名誉教授による“*Policy Direction of East Asian Countries on Intellectual Property Laws in the 21st Century: Focusing on the Intellectual Property System of Korea*”と題する基調講演によって幕が開かれた。基調講演の後、計6つのセッションが一日半に亘って進行し、中国から6名、韓国から7名、日本側から6名の報告者よりプレゼンテーションが行われた。紙幅の関係でここでは各報告の詳細を割愛し、全体の概要を紹介することとする。

7月28日の午後、まず叢立先教授（北京外国语大学法学院）の司会進行により、“RETHINKING THE CONCEPTS OF INTELLECTUAL PROPERTY

LAW”という小テーマの下で第1セッションが始まり、山根崇邦助教（同志社大学法学部）より“Copyright Law and Rawls’ Theory of Justice”、楊建斌教授（黒龍江大学法学院）より“Rethinking of Intellectual Property and Intangible Property Right System in the Information Society”、そして黃武双教授（華東政法大学知識産權学院）より“Rediscussion on Elements of Liability for Copyright and Related Rights Infringements”と題する報告が行われた。

続いて第2セッションでは、“BROADCAST RIGHTS IN THE DIGITAL AGE”という小テーマの下、胡開忠教授（中南財経政法大学知識産權研究センター）より“The Legal Protection of the Rights of Broadcasting Organizations in the Circumstance of Cyberspace”、プラニスラヴ・ハズハ特任准教授（北海道大学法学院）より“Karaoke Doctrine and New Types of Streaming Services in Japan”、Choe Kyong-Soo氏（韓国著作権委員会）より“Protection of Broadcast Signals in Korea from the Perspective of Copyright Law”と題するプレゼンテーションが行われた。

初日の最後のセッションとして、“BALANCING THE INTERESTS IN COPYRIGHT LAW”という小テーマの下、小島立准教授（九州大学法学院）より“Quasi-Fair Use?: The ‘Flexible’ Statutory Interpretation of Existing Copyright Doctrines in Japan”、金子敏哉専任講師（明治大学法学院）より“Copyright, Parody and Doujinshi”、李浩興氏（韓国著作権委員会）より“Restriction of Economic Rights in Korea’s Copyright Act: On the Progress of Introduction and Contents of General Provisions”と題するプレゼンテーションが行われた。

翌29日の午前中から、まず、“FREE TRADE AND INTELLECTUAL PROPERTY LAW”という小テーマの下で第4セッションがスタートし、董炳和教授（蘇州大学法学院）より“Intellectual Property Issues in the Context of FTA: From Perspective of East Asia”、李大熙教授（高麗大学校法学院）より“Free Trade Agreement Issues on Copyright”、鈴木將文教授（名古屋大学法学院）より“Domestic Measures for Public Health Policy and International IP/Trade Law –A Case of Regulation on Tobacco Plain Packaging–”、そして朴德沫教授（延世大学校法学院）より“Interface between International Trade and Intellectual Property: Application of MFN Principle”というタイトルの報告が

なされた。

続いて、第5セッションでは、“NEW WINE IN OLD BOTTLES?”という小テーマの下、Kim Byung-II教授（漢陽大学校法学院）より“The Protection of Well-known Marks in Korea”、曹新明教授（中南財経政法大学法学院）より“Boxed-Pigs Game and Countermeasures to Control over Counterfeiting Trademarks”、李相理教授（慶熙大学校法学院）より、“Design Protection in Korea”、黃玉燁教授（中南財経政法大学法学院）より“Legal Protection of Folklore Inheritors”と題する報告が行われた。

2日目の最終セッションでは、名古屋大学法学院の鈴木教授が司会進行を担当し、“ENFORCEMENT AND UTILIZATION OF PATENT RIGHTS”という小テーマの下で、大友信秀教授（金沢大学法学院）より“A Future of the Doctrine of Equivalents in Japan”、金善政教授（東國大学校法学院）より“Commercialization of the University Invention by University Holdings Company”と題するプレゼンテーションがそれぞれ行われた。いずれのセッションの後にも、フロアと報告者の間で熱心なディスカッションが交わされた。

シンポジウムの終盤においては、本拠点リーダー及び本センター長である田村善之教授がクロージングとして、“Conceptual Fallacies behind the Idea of an Area Without Protection for Intellectual Works”と題するプレゼンテーションを行い、2日間のシンポジウムを締め括った。

今回のシンポジウムは、報告者のほか、本拠点・本センター、法学院、国内外の研究機関からの研究者、大学院生など50名を超える参加者を得て活発な議論が繰り広げられ、盛会裡に閉幕した。来年の日中韓シンポジウムは中国で開催される予定である。日中韓は近隣の国だからこそ経済貿易関係が非常に緊密であり、3国における知的財産法などの貿易関連法制度や実務状況に対する理解もなお一層重要なことである。今後、こういった相互理解を深め、学術的交流を広めていくためには、この日中韓知的財産権シンポジウムの持続的開催は欠かせないものと思われる。

## 知的財産権法研究会レポート

田村 善之  
 (北海道大学大学院法学研究科教授、  
 同大学情報法政策学研究センター長)

2012年8月4日、第二東京弁護士会知的財産権法研究会と北海道大学情報法政策学研究センター・法学研究科グローバルCOEプログラムとの合同セミナーが札幌にて開催された。第二東京弁護士会知的財産権法研究会の代表幹事の一人である弁護士の中小路大先生をはじめ、知的財産法の実務に従事する弁護士・弁理士、そして、本学からは田村ほか7名が同セミナーに参加した。

本年は近時の特許法の重要論点に関する裁判例の最新動向を追うことなどをテーマとして、間接侵害、複数主体による実施、損害論の3つを選び、事前に特に重要な裁判例を選択したうえで、事件に対する担当弁護士・弁理士の個別報告と本COEの拠点リーダーの田村によるコメント、その後のディスカッションというスタイルで進行した。

取り上げた裁判例は、下記のとおりである。

### 1. 間接侵害

製パン機事件（大阪地判平成12.10.24）  
 プリント基板メッキ治具事件（東京地判平成16.4.23）  
 食品の包み込み成形方法事件（知財高判平成23.6.23）

### 2. 複数主体による実施

携帯型コミュニケーション事件（東京地判平成21.7.10、知財高判平成22.3.30）  
 インターネットサーバーアクセス管理事件（知財高判平成22.3.24）  
 メガネレンズ供給システム事件（東京地判平成19.12.14）  
 車載ナビゲーション装置事件（知財高判平成23.11.30）

### 3. 損害論

組み合わせ計量装置事件（大阪地判平成22.1.28）  
 ゴルフボール事件（東京地判平成22.2.26、知財高判平成24.1.24）  
 重金属固定化処理剤事件（東京地判平成22.11.18）  
 流量制御バルブ事件（東京地判平成23.2.24）  
 佐藤の切り餅事件（知財高判平成23.9.7、知財高判平成24.3.22）

このうち、1の間接侵害については、特に食品の包み込み成形方法事件に代表される「にのみ」型間接侵害が多機能型間接侵害に広く拡張される結果、102条2号、5号の要件が無意義になりかねないという問題、2の複数主体による実施については、特に共同遂行理論、道具理論、均等論、クレーム解釈論の各要件論とその使い分けという問題、3の損害論については、特許法102条1項の推定覆滅後の3項の賠償の復活論の適否という問題が主として扱われた。

第二東京弁護士会知的財産権法研究会と、本学情報法政策学研究センターの毎夏・恒例の交流イベントとして今後も継続的な開催が期待される。